

令和2年6月

事業主様

大阪府電気工事健康保険組合
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険の標準報酬月額保険者算定の特例について」(お知らせ)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、厚生労働省より、標記の件について特例の取扱いが示されましたのでお知らせします。

別紙「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合 健康保険の標準報酬月額を翌月から改定することが可能です」をご確認ください。

なお、厚生年金保険に関しましても同様の取扱いとなります。

※ 当組合ホームページから「月額変更届(特例改定用)」「申立書」及び「本人同意書(参考様式)」のダウンロードが可能です。

ご不明な点がございましたら 大阪府電気工事健康保険組合までお問合せ下さい。(06-6486-9013)